

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防利水課)
- 災害危険区域の指定(建築課)

告 示

鳥取県告示第四百九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、河原団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の住所及び名称
鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西 尾 邑 次

二 事業施行期間

変更なし

三 施行地区

変更なし

四 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社

五 施行認可の年月日

平成八年三月二十六日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

平成八年六月十一日

鳥取県告示第四百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 境港市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十一月二十九日から平成十五年三月三十一日まで

(変更前) 昭和五十八年十一月二十九日から平成十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 境港市上道町字西荒山、字尻田向、字横土手、字上横土手、字横

枕、字鏡田、字西横枕及び字上尻田、蓮池町の一部、米川町の一部
清水町字於曾池並びに芝町字下横枕

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 名称

浜坂第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

鳥取市覚寺字水取山六三一―二 標 柱 一号から三号まで

鳥取市浜坂字北裏山一三八四―一二 四号

鳥取市浜坂字北裏山一三八四―二 五号

鳥取市浜坂字越シ前二五八―十 六号

鳥取市浜坂字井ツナシ二四五―一 七号

鳥取市浜坂字大シャウゴ二四二―一 八号

二 1 名称

尾見地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字尾見字尾見家廻三〇七―七 一号

八頭郡智頭町大字尾見字尾見家廻七六五 二号

八頭郡智頭町大字尾見字アゲサ六四九 三号

八頭郡智頭町大字尾見字尾見家廻二九七 四号

八頭郡智頭町大字尾見字崩詰上エ五〇九 五号及び六号

八頭郡智頭町大字尾見字崩詰二二〇―二 七号

八頭郡智頭町大字尾見字崩詰二二八―九 八号

八頭郡智頭町大字尾見字尾見家廻三〇一―二 九号

八頭郡智頭町大字尾見字尾見家廻三〇六 十号

三 1 名称

広栄町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 倉吉市大原字郡山一二四七一 一
- 倉吉市大原字下赤池九二六一二 二
- 倉吉市大原字大開九八〇一四 三
- 倉吉市広栄町字広栄九〇〇一四 四
- 倉吉市大原字千町七九八 五
- 倉吉市大原字日ノ見一二四一三九 六
- 倉吉市大原字松ノ木谷口六八一 七
- 倉吉市上余戸字向山五四三三三 八
- 倉吉市上余戸字向山五四三三四 九
- 倉吉市上余戸字奥小山五八七二二五 十
- 倉吉市虹ヶ丘町二四四 十一号及び十二号

四 1 名称

上余戸地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 倉吉市上余戸字立原一六八一 一
- 倉吉市上余戸字立原山九四一 二
- 倉吉市上余戸字立原山九五 三
- 倉吉市上余戸字長平山九九一 四号及び五号
- 倉吉市上余戸字小榎一一九一 六号及び七号
- 倉吉市上余戸字小榎一五一七 八
- 倉吉市上余戸字小榎一五〇一 九
- 倉吉市上余戸字小榎一四八一 十
- 倉吉市上余戸字立原一六八一 十一

五 1 名称

別所地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 米子市別所字北前田一〇五九 一
- 米子市別所字北前田一〇五二 二
- 米子市別所字稲荷一〇一 三
- 米子市別所字稲荷一〇一三 四
- 米子市別所字北前田一〇五三 五

六 1 名称

博労地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 米子市博労町二丁目五四 一
- 米子市博労町四丁目九一 五
- 米子市博労町二丁目五二 六
- 米子市博労町二丁目四七 七
- 米子市博労町二丁目四七一 八

七 1 名称

濁谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
日野郡日野町濁谷字奥畑一五六二	一号
日野郡日野町濁谷字森谷一五一七一	二号
日野郡日野町濁谷字柳谷ノ一一四九七	三号
日野郡日野町濁谷字若杉ノ四一四五八	四号
日野郡日野町濁谷字御堂ケ市一四四七	五号
日野郡日野町濁谷字寺小路ノ上ミ一三八四一	六号
日野郡日野町濁谷字大町屋敷廻り一四二二一	七号
日野郡日野町濁谷字大町家ノ前一三九二一	八号
日野郡日野町濁谷字大町屋敷廻り一四〇〇	九号
八 1 名称	
野田地区急傾斜地崩壊危険区域	
2 区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
土 地	標 柱
日野郡日野町野田字家ノ前フケ田四九一	一号
日野郡日野町野田字屋敷廻り六一	二号
日野郡日野町野田字家ノ上エ四〇六一	三号
日野郡日野町野田字家ノ上エ四〇六一四	四号
日野郡日野町野田字道ノ上へ四〇八一	五号
日野郡日野町野田字氏宮ノ上へ四一四	六号
日野郡日野町野田字氏宮ノ上へ四一五一	七号
日野郡日野町野田字墓ノ元一七	八号
日野郡日野町野田字中新田二一五一二	九号

鳥取県告示第四百十二号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 名称	
浜坂第二地区災害危険区域	
2 区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
土 地	標 柱
鳥取市覚寺字水取山六三一	一号から三号まで
鳥取市浜坂字北裏山一三八四一	四号
鳥取市浜坂字北裏山一三八四二	五号
鳥取市浜坂字越シ前二五八一	六号
鳥取市浜坂字井ツナシ二四五	七号
鳥取市浜坂字大シャウゴ二四二	八号
二 1 名称	
尾見地区災害危険区域	
2 区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字尾見字尾見家廻三〇七	一号

- 三 1 名称
- 八頭郡智頭町大字尾見字尾見家廻七六五 二号
 - 八頭郡智頭町大字尾見字アゲサ六四九 三号
 - 八頭郡智頭町大字尾見字尾見家廻二九七 四号
 - 八頭郡智頭町大字尾見字崩詰上エ五〇九 五号及び六号
 - 八頭郡智頭町大字尾見字崩詰二二〇一二 七号
 - 八頭郡智頭町大字尾見字崩詰二二八一九 八号
 - 八頭郡智頭町大字尾見字尾見家廻三〇一一二 九号
 - 八頭郡智頭町大字尾見字尾見家廻三〇六 十号
- 広栄町地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 倉吉市大原字郡山一二四七一 一号
 - 倉吉市大原字下赤池九二六一二 二号
 - 倉吉市大原字大開九八〇一四 三号
 - 倉吉市広栄町字広栄九〇〇一四 四号
 - 倉吉市大原字千町七九八 五号
 - 倉吉市大原字日ノ見一二四一一三九 六号
 - 倉吉市大原字松ノ木谷口六八一 七号
 - 倉吉市上余戸字向山五四三三三 八号
 - 倉吉市上余戸字向山五四三一四三 九号
 - 倉吉市上余戸字奥小山五八七一二五 十号
 - 倉吉市虹ヶ丘町二四四 十一号及び十二号
- 四 1 名称
- 上余戸地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 倉吉市上余戸字立原一六八一 一号
 - 倉吉市上余戸字立原山九四一 二号
 - 倉吉市上余戸字立原山九五 三号
 - 倉吉市上余戸字長平山九九一 四号及び五号
 - 倉吉市上余戸字小榎一一九一 六号及び七号
 - 倉吉市上余戸字小榎一五一一七 八号
 - 倉吉市上余戸字小榎一五〇一一 九号
 - 倉吉市上余戸字小榎一四八一 十号
 - 倉吉市上余戸字立原一六八一 十一号
- 五 1 名称
- 別所地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 米子市別所字北前田一〇五九 一号
 - 米子市別所字北前田一〇五二 二号
 - 米子市別所字稲荷一〇一一 三号
 - 米子市別所字稲荷一〇一三 四号
 - 米子市別所字北前田一〇五三 五号
- 六 1 名称
- 博労地区災害危険区域
- 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市博労町二丁目五四 一号から四号まで

米子市博労町四丁目九一 五号

米子市博労町二丁目五二 六号

米子市博労町二丁目四七 七号

米子市博労町二丁目四七―二 八号

七 1 名称

濁谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡日野町濁谷字奥畑一五六二 一号

日野郡日野町濁谷字森谷一五一七―一 二号

日野郡日野町濁谷字柳谷ノ一四九七 三号

日野郡日野町濁谷字若杉ノ四一四五八 四号

日野郡日野町濁谷字御堂ヶ市一四四七 五号

日野郡日野町濁谷字寺小路ノ上ミ一三八四―一 六号

日野郡日野町濁谷字大町屋敷廻り一四二二―一 七号

日野郡日野町濁谷字大町家ノ前一三九二―一 八号

日野郡日野町濁谷字大町屋敷廻り一四〇〇 九号

八 1 名称

野田地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結ん

だ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡日野町野田字家ノ前フケ田四九―一 一号

日野郡日野町野田字屋敷廻り六一 二号

日野郡日野町野田字家ノ上エ四〇六一―一 三号

日野郡日野町野田字家ノ上エ四〇六一―四 四号

日野郡日野町野田字道ノ上へ四〇八一―一 五号

日野郡日野町野田字氏宮ノ上へ四一四 六号

日野郡日野町野田字氏宮ノ上へ四一五―一 七号

日野郡日野町野田字墓ノ元一七 八号

日野郡日野町野田字中新田二一五―二 九号